多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年4月8日
壮　　瞥　　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項及び第8条第4項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
		○		立香・滝之町 久保内	無	令和7年度 ～令和11年度	壮瞥環境保全型農業推進会	計画変更